

令和 5 年 6 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之 殿

医療法人の住所 三重県松阪市新町946番地の1
 医療法人の名称 医療法人 垂水会
 理事長 垂 水 泰 敏
 電話 (0598) 21-0259

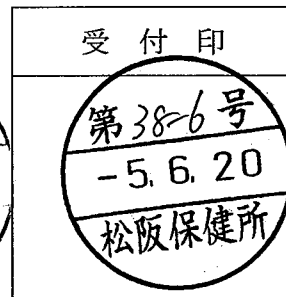


決 算 届

令和4年5月1日から令和5年4月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 垂水会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 松阪市新町9 4 6 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 6 年 2 月 28 日
- (4) 設立登記年月日 平成 6 年 4 月 8 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 垂水会 たるみ内科胃腸科	三重県松阪市新町9 4 6 番地の1	0

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| 令和 4年 6月14日 | 令和 3 年度決算の決定 (令和 4 年 4 月期) |
| 令和 5 年 4 月 23 日 | 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定 |

法人名 医療法人 垂水会
所在地 松阪市新町946番地1

※医療法人整理番号 0173

財 産 目 録

(令和 5年 4月30日現在)

1. 資 産 額	107,662,688 円
2. 負 債 額	47,311,422 円
3. 純 資 産 額	60,351,266 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,037,268
B 固 定 資 産	56,625,420
C 資 産 合 計 (A+B)	107,662,688
D 負 債 合 計	47,311,422
E 純 資 産 (C-D)	60,351,266

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 垂水会

※医療法人整理番号 0173

所在地 松阪市新町946番地1

貸借対照表

(令和 5年 4月30日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	51,037	I 流 動 負 債	47,311
II 固 定 資 産	56,625	負 債 合 計	47,311
1 有 形 固 定 資 産	55,840	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	100	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	684	I 出 資 金	20,000
		II 利 益 剰 余 金	40,351
		純 資 産 合 計	60,351
資 産 合 計	107,662	負 債 及 び 純 資 産 合 計	107,662

法人名 医療法人 垂水会

※医療法人整理番号 0173

所在地 松阪市新町946番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 医療収益	66,714
2 医療費用	69,653
本来業務事業損失	2,938
医療損失	2,938
II 医療外収益	52
経常損失	2,886
法人税等負担額	185
当期純損失	3,071

監事監査報告書

医療法人 垂水会
理事長 垂水 泰敏 殿

私たちは、医療法人 垂水会の令和4年度（令和4年 5月 1日から令和5年 4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 6月13日
医療法人 垂水会

監事 垂水 千早

